

## ○費用弁償の廃止を目指します。

議員には報酬としての歳費の他に、「費用弁償」という手当が支給されます。議会や委員会に出席するのは議員の本来の仕事。しかし、その仕事をする一日につき、さいたま市では5000円の手当が出るのです。これでは二重報酬です。

「費用弁償」には、交通費などの諸経費が含まれるという解釈ですが、それであれば交通費のみ実費精算すればよい話です。この制度の由来は、戦後生活に余裕のある名誉職的な人のみならず、広い層から議員になれるようにすべきとのことから、低い歳費に加えて「費用弁償」を補おうということだったそうですが、現在のさいたま市の議員歳費は年1051万円ととても高く、必要とは思えません。

高木まりは、費用弁償の廃止を目指します。

また、実際に支給される「費用弁償」については、議員職にある間は、市に返還をすると寄付行為にあたり、公選法違反になってしまうため、返すということができません。では、受け取らなければという方法もあり、検討しましたが、この方法では現場の市の職員の方が困るだけで事態の解決にはならず、周囲の議員さんからスタンドプレーとしか見られず、かえって制度廃止を遠ざけてしまうと判断しました。よって、高木としては、受け取るもののその金額を口座にプールし、議員職を退いた際に、市に寄付をして戻すという形をとりたいと思います。

費用弁償の制度廃止は、市の執行部が決めるものではなく、議員同士で決めるものなので、議員の間に賛同者を増やさなければなりません。早い時期の廃止実現を目指したいと思います。